



発行 新潟県

第 67 号

令和8年8月28日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 702 知事指定薬物の指定の失効（感染症対策・薬務課）
- 703 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定（障害福祉課）
- 704 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の廃止（障害福祉課）
- 705 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定（障害福祉課）
- 706 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の廃止（障害福祉課）
- 707 特定計量器定期検査（計量検定所）
- 708 農用地利用集積等促進計画の認可（地域農政推進課）
- 709 肥料の登録の有効期間更新（農産園芸課）
- 710 農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録事項の変更（食品・流通課）
- 711 種畜証明書の交付（畜産課）
- 712 土地改良事業変更計画の適当決定（農地計画課）
- 713 土地改良区連合役員の就退任届（農地計画課）

公 告

一般競争入札の実施（下水道課）

選挙管理委員会告示

- 68 政治資金規正法による政治団体の届出（選挙管理委員会）
- 69 政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出（選挙管理委員会）
- 70 政治資金規正法による政治団体の解散の届出（選挙管理委員会）
- 71 政治資金規正法による資金管理団体の届出（選挙管理委員会）
- 72 政治資金規正法による資金管理団体の届出事項の異動の届出（選挙管理委員会）
- 73 政治資金規正法による資金管理団体の指定の取消し等の届出（選挙管理委員会）
- 74 政治資金規正法による政治団体の収支報告書の要旨（選挙管理委員会）

正 誤

令和7年12月23日付け新潟県選挙管理委員会告示第59号（政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出）中（選挙管理委員会）

告 示

◎新潟県告示第702号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第17条第1項の規定により、知事指定薬物が次のとおり指定の効力を失ったので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年8月28日

新潟県知事 花 角 英 世

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) (8R)-N, N-ジェチル-1-フェロセノイル-6-メチル-9, 10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド及びその塩類（通称名：1 F e - L S D）

- (2) N, N-ジェチル-2-(2-{[4-(2-フルオロエトキシ)フェニル]メチル}-5-ニトロ-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル)エタン-1-アミン及びその塩類(通称名: Fluetonitazene)
- (3) N, N-ジェチル-2-(2-{[4-(2-メチルプロポキシ)フェニル]メチル}-5-ニトロ-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル)エタン-1-アミン及びその塩類(通称名: Isobutonitazene)
- (4) N-[2-(5-メトキシ-1H-インドール-3-イル)エチル]-2-メチルプロパン-1-アミン及びその塩類(通称名: 5-MeO-NiBT、5-MeO-iBT)

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第2条第1項第5号に規定する薬物に該当するに至ったため。

3 失効年月日

令和8年8月28日

4 罰則の適用

条例第26条から第30条までの規定は、当該知事指定薬物の指定の失効前にした行為についても、これを適用する。

◎新潟県告示第703号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和8年8月28日

新潟県知事 花 角 英 世

障害福祉サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
生活介護	サポートセンターにじいろ	妙高市大字高柳972番地1	社会福祉法人ほっと妙高	令和8年8月1日

◎新潟県告示第704号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和8年8月28日

新潟県知事 花 角 英 世

障害福祉サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	廃止年月日
生活介護	サポートセンターのぞみ	妙高市大字小出雲2091番地3	社会福祉法人ほっと妙高	令和8年7月31日

◎新潟県告示第705号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和8年8月28日

新潟県知事 花 角 英 世

障害児通所支援の種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
放課後等デイサービス	放課後等デイサービス ピュアはーぷ	長岡市青葉台5丁目44番地1	特定非営利活動法人ピュアはーと	令和8年8月1日

◎新潟県告示第706号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和8年8月28日

新潟県知事 花 角 英 世

障害児通所支援の種類	事業所の名称	所在地	事業者	廃止年月日
放課後等デイサービス	放課後等デイサービス みどりおか	阿賀野市緑岡3番地22	株式会社リハステーションみどりおか	令和8年7月31日

◎新潟県告示第707号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、佐渡市の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

令和8年8月28日

新潟県知事 花 角 英 世

1 検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器

2 定期検査を行う日時等

検査日時		検査場所	検査区域等
10月 5 日（月）	午後 1 時30分から 4 時まで	両津総合体育館	佐渡市全域
10月 6 日（火）	午前 9 時から正午まで 午後 1 時から 4 時まで		
10月 7 日（水）	午前 9 時から正午まで	金井コミュニティセンター	
10月 8 日（木）	午後 1 時から 4 時まで		
10月 9 日（金）	午前 9 時から11時30分まで		
10月13日（火）	午後 1 時30分から 4 時まで	相川体育館	
10月14日（水）	午前 9 時から正午まで 午後 1 時から 4 時まで		
10月15日（木）	午前 9 時から正午まで 午後 1 時から 4 時まで	真野活性化センターいぶき21	
10月16日（金）	午前 9 時から11時30分まで		
10月19日（月）	午後 1 時30分から 4 時まで	畑野中地域包括支援センター	
10月20日（火）	午前 9 時から正午まで	羽茂農村環境改善センター	
10月21日（水）	午後 1 時から 4 時まで	赤泊総合文化会館	
10月22日（木）	午前 9 時から正午まで 午後 1 時から 4 時まで		
10月23日（金）	午前 9 時から11時30分まで	金井コミュニティセンター	
10月26日から令和9年3月15日まで。 ただし、土・日曜日 及び祝日並びに12月29日、同月30日、 同月31日を除く。	午前 9 時30分から正午まで	新潟県計量検定所	上記の未受検者
	午後 1 時から 3 時30分まで	特定計量器の所在の場所	特定計量器検定検査規則 （平成 5 年通商産業省 令第70号）第39条第 1 項 に規定する特定計量器

3 実施機関

新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会

◎新潟県告示第708号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第11条第2項及び農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可した。

令和8年8月28日

新潟県知事 花 角 英 世

1 農用地利用集積等促進計画の概要

(1) 農地中間管理機構に対する農地中間管理権の設定等（地域計画区域内）

市町村	農地中間管理権の設定等を行う者	農地中間管理権の設定等を行う土地
村上市	28者	村上中道4537番1ほか78筆 13.0ha
関川村	3者	下関1890番ほか15筆 2.4ha
新発田市	4者	真野原外香郷沢4164番ほか9筆 1.2ha
阿賀野市	32者	下里居向231番1ほか150筆 19.3ha
胎内市	4者	乙大日裏1510番135ほか3筆 0.2ha
聖籠町	17者	蓮野大坪508番1ほか182筆 14.0ha
新潟市	56者	北区灰塚居浦170番ほか242筆 41.8ha
五泉市	12者	大沢面広甲13番3ほか127筆 10.7ha
三条市	25者	棚鱗松林1491番ほか157筆 11.2ha
燕市	7者	熊森柳島7757番ほか50筆 3.9ha
加茂市	1者	鶴森新江下875番1ほか21筆 2.5ha
田上町	1者	田上283番ほか1筆 1.9ha
長岡市	139者	鉢伏町京田232番ほか454筆 66.2ha
見附市	2者	熱田町越古898番ほか2筆 1.5ha
小千谷市	28者	高梨町沖田5429番ほか81筆 14.5ha
魚沼市	8者	吉田川原1073番1ほか29筆 2.3ha
南魚沼市	3者	蛭窪山入243番ほか8筆 1.0ha
十日町市	7者	下組4499番ほか50筆 3.7ha
津南町	2者	中深見甲5327番ほか21筆 3.3ha
上越市	101者	本新保浦田199番ほか1,370筆 333.1ha
妙高市	6者	美守苅又684番1ほか8筆 1.9ha
糸魚川市	7者	根小屋2652番1ほか18筆 2.7ha
佐渡市	99者	北片辺2569番ほか299筆 43.2ha
合計	592者	3,398筆 595.5ha

(2) 農地中間管理機構に対する農地中間管理権の設定等（地域計画区域外）

市町村	農地中間管理権の設定等を行う者	農地中間管理権の設定等を行う土地
阿賀野市	2者	堀越坂町361番1ほか3筆 0.2ha
聖籠町	6者	山倉松庵724番1ほか41筆 1.2ha
新潟市	12者	北区長戸呂口割521番乙ほか31筆 2.5ha
五泉市	2者	中名沢下ノ坪1182番1ほか3筆 0.1ha
三条市	2者	東大崎一丁目877番ほか1筆 0.01ha
長岡市	17者	新組町筒場2573番1ほか53筆 2.1ha
見附市	1者	柳橋町稲場686番ほか2筆 0.1ha
小千谷市	4者	西吉谷郡又乙347番8－8ほか8筆 0.4ha
魚沼市	2者	吉田前田325番2ほか4筆 0.3ha
南魚沼市	1者	長崎横新田2958番1 0.1ha
上越市	2者	清里区武士苗代場1256番2ほか10筆 1.1ha
糸魚川市	4者	須沢埴田3021番ほか14筆 0.5ha
合計	55者	182筆 8.5ha

(3) 農地中間管理機構による賃借権の設定等（地域計画区域内）

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
-----	--------------	---------------

村上市	9者	村上中道4454番ほか78筆 13.0ha
関川村	2者	下関1890番ほか15筆 2.4ha
新発田市	3者	真野原外香郷沢4164番ほか9筆 1.2ha
阿賀野市	33者	下里居向231番1ほか150筆 19.3ha
胎内市	1者	乙大日裏1510番135ほか3筆 0.2ha
聖籠町	32者	蓮野田ノ島2403番ほか231筆 18.1ha
新潟市	27者	北区灰塚居浦170番ほか242筆 41.8ha
五泉市	10者	大沢面広甲13番3ほか127筆 10.7ha
三条市	15者	棚鱗松林1491番ほか157筆 11.2ha
燕市	6者	熊森柳島7757番ほか50筆 3.9ha
加茂市	1者	鶴森新江下875番1ほか21筆 2.5ha
田上町	1者	田上283番ほか1筆 1.9ha
長岡市	57者	鉢伏町京田232番ほか454筆 66.2ha
見附市	3者	熱田町越古898番ほか4筆 1.8ha
小千谷市	15者	高梨町沖田5429番ほか91筆 15.2ha
魚沼市	7者	吉田川原1073番1ほか29筆 2.3ha
南魚沼市	4者	蛭窪山入243番ほか16筆 1.6ha
十日町市	6者	下組4499番ほか50筆 3.7ha
津南町	1者	中深見甲5327番ほか21筆 3.3ha
上越市	40者	本新保浦田199番ほか1,371筆 333.4ha
妙高市	5者	美守苅又684番1ほか10筆 2.4ha
糸魚川市	5者	桂上川原501番6ほか18筆 2.7ha
佐渡市	44者	北片辺2569番ほか300筆 43.5ha
合計	327者	3,471筆 602.2ha

(4) 農地中間管理機構による賃借権の設定等（地域計画区域外）

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
阿賀野市	2者	堀越坂町361番1ほか3筆 0.2ha
聖籠町	10者	山倉松庵724番1ほか41筆 1.2ha
新潟市	7者	北区長戸呂口割521番乙ほか31筆 2.5ha
五泉市	2者	中名沢下ノ坪1182番1ほか3筆 0.1ha
三条市	2者	東大崎一丁目877番ほか1筆 0.01ha
長岡市	10者	新組町筒場2573番1ほか53筆 2.1ha
見附市	1者	柳橋町稲場686番ほか2筆 0.1ha
小千谷市	4者	西吉谷郡又乙347番8－8ほか8筆 0.4ha
魚沼市	2者	吉田前田325番2ほか4筆 0.3ha
南魚沼市	1者	長崎横新田2958番1 0.1ha
上越市	2者	清里区武士苗代場1256番2ほか10筆 1.1ha
糸魚川市	1者	須沢埤田3021番ほか14筆 0.5ha
合計	44者	182筆 8.5ha

(5) 農地中間管理機構による賃借権の設定等（移転・地域計画区域内）

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
村上市	2者	布部寺町3917番1ほか103筆 13.5ha
阿賀野市	4者	上江端浦田1319番ほか11筆 1.1ha
新潟市	5者	北区長戸呂道語沼5545番ほか184筆 29.9ha
燕市	3者	笈ヶ島笈掛石794番ほか142筆 13.8ha
長岡市	14者	新保町東廻1173番1ほか691筆 59.8ha
魚沼市	2者	吉水谷内2556番2ほか82筆 11.5ha

上越市	2者	西田中中島415番ほか234筆 37.0ha
佐渡市	3者	下新穂1062番ほか19筆 8.3ha
合計	35者	1,474筆 174.7ha

(6) 農地中間管理機構による賃借権の設定等(移転・地域計画区域外)

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
新潟市	2者	南区浦梨浦117番2ほか17筆 1.4ha
長岡市	2者	東片貝町西畑333番1ほか30筆 1.1ha
魚沼市	2者	堀之内布場943番4ほか3筆 0.1ha
合計	6者	53筆 2.6ha

(7) 農地中間管理機構に対する所有権の移転(買入・地域計画区域内)

市町村	所有権の移転を行う者	所有権の移転を行う土地
新発田市	3者	上羽津野付1071番1ほか45筆 4.8ha
阿賀野市	2者	小浮鳥尻1891番ほか20筆 3.0ha
聖籠町	1者	諏訪山菖蒲沼81番ほか3筆 0.4ha
新潟市	7者	南区上曲通鉄先728番1ほか32筆 2.9ha
五泉市	3者	別所東257番2ほか19筆 2.6ha
長岡市	29者	寺泊大和田1934番ほか35筆 18.4ha
見附市	1者	東今町121番 1.0ha
魚沼市	2者	七日市新田内山454番3ほか6筆 0.2ha
南魚沼市	2者	五箇4335番5ほか5筆 0.4ha
津南町	1者	谷内6199番ほか1筆 0.1ha
上越市	1者	板倉区戸狩五反田41番1ほか4筆 0.4ha
佐渡市	7者	上新穂953番1ほか26筆 2.8ha
合計	59者	208筆 36.8ha

(8) 農地中間管理機構による所有権の移転(売渡・地域計画区域内)

市町村	所有権の移転を受ける者	所有権の移転を受ける土地
新発田市	3者	上羽津野付1071番1ほか45筆 4.8ha
阿賀野市	4者	小浮鳥尻1891番ほか20筆 3.0ha
聖籠町	1者	諏訪山菖蒲沼81番ほか3筆 0.4ha
新潟市	7者	南区上曲通鉄先728番1ほか32筆 2.9ha
五泉市	3者	別所東257番2ほか19筆 2.6ha
長岡市	3者	寺泊大和田1934番ほか35筆 18.4ha
見附市	1者	東今町121番 1.0ha
魚沼市	2者	七日市新田内山454番3ほか6筆 0.2ha
南魚沼市	2者	五箇4335番5ほか5筆 0.4ha
津南町	1者	谷内6199番ほか1筆 0.1ha
上越市	1者	板倉区戸狩五反田41番1ほか4筆 0.4ha
佐渡市	9者	上新穂953番1ほか26筆 2.8ha
合計	37者	208筆 36.8ha

2 認可年月日

令和8年8月28日

◎新潟県告示第709号

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定により、次の肥料の登録を更新した。

令和8年8月28日

新潟県知事 花 角 英 世

生産業者の名称及び住所	株式会社大祐 新潟県三条市福島新田丙1179番地2
登録番号	新潟県生第429号
有効期間	令和5年8月17日から令和11年8月16日
肥料の種類	乾燥菌体肥料
肥料の名称	D U 2 号
保証成分量	窒素全量 5.0%、りん酸全量 2.0%
その他の規格	使用される原料、含有を許される有害成分の 最大量及びその他の制限事項は公定規格のと おり

◎新潟県告示第710号

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第7項の規定により、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を次のとおりとした。

令和8年8月28日

新潟県知事 花 角 英 世

登録番号	15001	登録年月日	平成18年9月15日
登録検査機関の名称	農事組合法人 大潟ナショナルカントリー		
代表者氏名	理事 竹田 稔		
主たる事務所の所在地	新潟県上越市大潟区潟田581番地1		
登録の区分	品位等検査		
農産物の種類	国内産玄米		
農産物検査を行う区域	農 産 物 検 査 員		
	氏 名	農産物の種類	証明書番号
新 潟 県	福原 真大	玄 米	K152026008
備 考	略称『(農)大潟NC』 令和8年8月28日農産物検査員1名の新規登録。検査員合計7名。		

◎新潟県告示第711号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第8条第1項の規定により、農林水産大臣から次のとおり種畜証明書の交付をした旨の通報があった。

令和8年8月28日

新潟県知事 花 角 英 世

種畜証明書番号	名前	品種	等級	飼養者の住所・氏名
32415020002	ND170	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
32415020003	ND171	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
32415020004	ND172	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社

32415020005	ND173	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
32415020006	ND174	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
32415020009	ND177	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
32415020010	ND178	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
32415020012	ND181	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
32415020013	ND182	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
32415020016	ND185	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
32515020001	ND188	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
32515020009	ND198	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
32515020011	ND200	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
32515020012	ND201	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
32515020013	ND202	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
32515020014	ND203	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
32515020016	ND205	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
32615020001	ND215	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
32615020002	ND216	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
32615020003	ND217	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム

				株式会社
32415020019	L12-5A I	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
32515020017	L14-4A I	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
32515020018	L49-2A I	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
32515020019	W23-6A I	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
32515020020	W23-7A I	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
32515020021	W45-2A I	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
32615020004	W18-4A I	その他	級外	魚沼市 グローバルピッグファーム 株式会社
32315010001	ハーミテージ アキレス ヤマダBF 8 01 6-10 (日豚L種 LL15-A000269)	ランドレース種	2級	中魚沼郡津南町 株式会社山田B.F
32115010001	ユーロン ズック ヤマダBF 4 032-08 (日豚W種 WW15-A000054)	大ヨークシャー種	2級	中魚沼郡津南町 株式会社山田B.F
32215010003	アイズ ズック ヤマダBF 6 032-09 (日豚W種 WW15-A000058)	大ヨークシャー種	2級	中魚沼郡津南町 株式会社山田B.F
32615020005	エクスプレス コーベ ヤマダBF 4 279-06 (日豚D種 DD15-A000069)	デュロック種	2級	中魚沼郡津南町 株式会社山田B.F
32615020006	エクスプレス コーベ ヤマダBF 4 279-08 (日豚D種 DD15-A000070)	デュロック種	2級	中魚沼郡津南町 株式会社山田B.F
32615020007	サキ アキレス ヤマダBF 1 281-07 (日豚L種 LL15-A000280)	ランドレース種	2級	中魚沼郡津南町 株式会社山田B.F

◎新潟県告示第712号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、次の土地改良事業計画の変更を適当と決定したので、令和8年8月31日から令和8年9月30日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和8年8月28日

新潟県上越地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	縦覧の書類	縦覧の場所	根拠条文
------------	-----	-----	--------	-------	-------	------

上越市 谷浜土地改良区	谷浜 土地改 良区	維持管 理事業	変更	土地改良事業変更計画書 の写し 定款の写し	上越地域振興局農 林振興部ウェブサ イト	第48条
----------------	-----------------	------------	----	-----------------------------	----------------------------	------

1 異議の申出について

この土地改良事業計画の変更の適当決定について異議がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

2 土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えについて

(1) この土地改良事業計画の変更の適当決定については、上記1の異議の申出のほか、この土地改良事業計画の変更の適当決定があったことを知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の異議の申出をした場合には、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えは、その異議の申出に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（異議の申出をした場合には(2)）の期間や異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第713号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、佐渡市の佐渡土地改良区連合から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和8年8月28日

新潟県佐渡地域振興局長

1 退任

理事 佐渡市羽茂本郷1176番地 北島 敬司

就任年月日 令和8年7月31日

公 告

一般競争入札（総合評価落札方式）の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新潟県の発注する業務委託について、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

令和8年8月28日

新潟県知事 花 角 英 世

1 入札に付する事項

(1) 事業名

新潟県魚野川流域下水道管理・更新一体マネジメント業務委託

(2) 事業場所

新潟県南魚沼市五日町1967番地5ほか

(3) 事業概要

魚野川流域下水道六日町処理区及び魚野川流域下水道堀之内処理区に附帯する施設（終末処理場、ポンプ場及び流量計）に係る総括管理業務、計画策定業務、処理場施設等管理業務及び災害事故対応業務。詳細は、要求水準書のとおりとする。

(4) 事業期間

ア 事業準備期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

イ 事業期間

令和9年4月1日から令和19年3月31日まで

(5) 総合評価落札方式

本事業は、価格と価格以外の技術的な要素を総合的に評価し、落札者を決定する総合評価落札方式による事業である。総合評価落札方式に関する事項は、この公告及び入札説明書等によるものとする。

(6) 見積活用方式

本事業は、予定価格の作成に当たり入札参加者の見積を活用する見積活用方式による事業である。

ア 対象業務

見積条件説明書に定める業務について見積回答書の提出を求め、予定価格作成のための参考とする。

イ 見積回答書の提出

見積回答書は、見積条件説明書及び提出書類作成要領に従い作成するものとする。この作成及び提出に係る費用は作成者の負担とする。

ウ 採用歩掛及び単価の通知

見積活用方式により決定した採用歩掛及び単価は、入札参加資格確認通知とともに通知する。ただし、参加資格が認められなかった者については、この者の見積回答書を予定価格作成の参考とはせず、決定した歩掛及び単価の通知は行わない。

2 入札に関する必要事項を示す期間等

令和8年8月28日(金)から同年12月10日(木)まで、新潟県土木部都市局下水道課ホームページにおいて公開する。

3 参加資格の確認

(1) 資格確認申請書及び見積回答書に関する提出書類の提出

本入札に参加を希望する者は、次のとおり資格確認申請書及び見積回答書に関する提出書類を提出し参加資格の審査を受けること。なお、当該申請受付期限までに資格確認申請書及び見積回答書に関する提出書類を提出しない者及び参加資格がないとされた者は、本入札に参加することはできない。

ア 提出期間

令和8年8月28日(金)午前9時から同年10月23日(金)午後4時まで

イ 提出方法

見積条件説明書及び提出書類作成要領に従い、資格確認申請書及び見積回答書に関する提出書類について、正本1部及び電子データ(CD-R又はDVD-R等)1部を本人(法人にあつては、代表権限を有する者。以下同じ。)又は代理人の持参若しくは郵送により提出すること。ただし、代理人が持参する場合は委任状を持参すること。

持参する場合は、11(5)に示す場所に提出期間内の各日の午前9時から午後4時までの間に提出すること。

郵送する場合は、本人が作成し、書留又は配達記録郵便の手段により、提出期間内必着で提出すること。

(2) 参加資格の確認結果並びに採用歩掛及び単価の通知

参加資格審査の確認結果並びに採用歩掛及び単価は、参加資格審査の結果、参加資格があるとされた者(以下「入札参加者」という。)に対して、令和8年11月10日(火)までに電子メールにより送信し、又は郵送等により通知する。

4 提案書類の受付

(1) 提案書類の受付

入札参加資格の確認を受けた入札参加者は、提案書類提出届に関する提出書類及び提案書類を次のとおり提出すること。

ア 提出期間

令和8年11月10日(火)午前9時から同月19日(木)午後4時まで

イ 提出方法

提出書類作成要領に従い、提案書類提出届に関する提出書類及び提案書類について、提案書類提出届に関する提出書類は正本1部及び電子データ(CD-R又はDVD-R等)1部、提案書類は正本1部、副本15部及び電子データ(CD-R又はDVD-R等)1部を11(5)に示す場所に本人又は代理人の持参若しくは郵送により提出すること。ただし、代理人が持参する場合は委任状を持参することとし、郵送の場合は本人が作成すること。

(2) プレゼンテーション及びヒアリング

提案書類の審査に当たって、入札参加者からのプレゼンテーション及び入札参加者に対するヒアリングを実施する。実施する場合の実施時期は令和8年12月上旬頃を予定している。日時、場所、ヒアリング内容等は、事前に通知する。

5 入札の日時等

(1) 日時 令和8年12月11日(金)午後2時

(2) 場所 新潟県庁行政庁舎16階入札室

(3) 入札の方法

提出資料作成要領に従い、次のいずれかの方法によること。

ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書及び入札価格内訳書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

イ 本人が作成した入札書を封書の上、11(5)に定める場所をあて先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び5(1)に定める入札執行日時を記載したものに限る。)をもって5(1)に定める入札執行日の前日の午後5時15分までに到着するように郵送すること。また、入札価格内訳書も併せて郵送すること。

(4) 入札書の名義人

本人(入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人)に限る。

(5) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

(6) 入札回数

2回を限度とする。ただし、5(3)イに定める書留郵便をもって入札書を提出した者は、再入札に参加することはできない。

(7) 落札決定の保留

開札後は落札決定を保留し、8に定める技術審査及び価格審査を行った後に落札者を決定する。

6 入札参加者の参加資格

(1) 入札参加者の構成要件

ア 入札参加者の形態は、単独企業(以下「入札企業」という。)又は複数の企業により構成されるグループ(以下「入札グループ」という。)とする。

イ 入札グループの場合、入札グループを構成する企業(以下「構成企業」という。)の中から、当該グループを代表する企業(以下「代表企業」という。)1者を定めることとする。

ウ 入札グループの場合、構成企業は共同企業体を結成して本事業を受託するものとする。

エ 入札グループの場合、本事業の入札に係る手続の全てを代表企業が行うものとし、代表企業以外の構成企業が、代表企業に代わり手続を行うことはできない。

オ 構成企業数の上限は任意とするが、本事業の実施に関して各々の構成企業が適切な役割を担う必要がある。本事業に係る参加資格確認のための申請書類(以下「資格確認申請書」という。)の提出時において構成企業名及び各々が携わる業務について要求水準書第1章 事業概要 1.5対象業務に示す業務ごとに明らかにするものとする。

カ 資格確認申請書の提出後、構成企業の変更及び追加は原則として認めない。ただし、県がやむを得ない事情があると認めた場合に限り、これを認める。

キ 資格確認申請書の提出後、資格確認申請書に記載した入札企業又は構成企業は、同時に他の入札企業又は構成企業となることはできない。

(2) 共通の参加資格要件

入札企業(入札グループの場合は全ての構成企業)は、アからサまでの全ての要件を満たさなければならない。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限に該当しない者であること。

イ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者であること。

ウ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

- エ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- オ 会社法（平成18年法律第66号）に基づく会社の特別清算の申立てがなされていない者であること。
- カ 経営状況が健全であること。なお、経営状況が健全であることとは、直近の事業年度の財務諸表において債務超過となっておらず累積欠損もない者であること。
- キ 法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- ク 新潟県の指名停止措置を受けていない者であること。
- ケ 新潟県暴力団排除条例（平成23年3月29日新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- コ 県が本事業について、アドバイザリー業務を委託している次に掲げる者又は同社の子会社等若しくは親会社等である者（会社法第2条に定める子会社等又は親会社等をいう。以下同じ。）でないこと。

(7) EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社

(4) 弁護士法人関西法律特許事務所

- サ 新潟県魚野川流域下水道管理・更新一体マネジメント業務委託に係る評価委員会の委員が所属する企業、その子会社等若しくは親会社等でないこと。

(3) 入札企業又は構成企業に求められる要件

入札企業又は入札グループは、資格確認申請書の提出日までに以下に示す要件を満たさなければならない。

なお、入札グループは各々の要件を構成企業のいずれか1者が満たしていればよい。

また、その他業務履行上必要とする法令等、制度等で定めた資格又は許可条件を、入札企業又は入札グループとして満たすことができ、かつ、それらを満たす従事者を業務実施場所に配置することとする。

ア 処理場施設等管理業務に関する要件

処理場施設等管理業務を担当する入札企業（入札グループの場合は構成企業の内1者）は、以下に示す要件を全て満たさなければならない。

(7) 下水道事業における終末処理場（標準活性汚泥法、晴天日最大処理能力15,000m³/日以上）の運転管理業務について、平成28年度以降、累積で3年以上履行した実績を有する者であること（過去の共同企業体の構成員としての実績は、運転管理業務を担当していた者に限り、当該企業の実績として取り扱う。）。

(4) 国土交通省に備える下水道処理施設維持管理業者に登録されている者であること。

イ 計画策定業務に関する要件

具体的な参加資格要件は求めないが、要求水準書に定める計画策定業務の実施体制について提案すること。詳細は、要求水準書のとおりとする。

(4) その他要件

見積活用方式に係る見積回答書（様式2-7）に不備及び不明事項がないこと。

7 無効入札

入札に参加する者に必要な資格のない者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

8 総合評価及び落札者の決定

県は、技術評価点及び価格評価点の合計点である総合評価点を算出し、総合評価点の最も高い入札参加者を落札者とする。総合評価点の最も高い提案が2者以上ある場合は、技術評価点が最も高い入札参加者を落札者とする。技術評価点が同点の場合、「総括管理業務」の点数が最も高い入札参加者を落札者とする。

(1) 技術審査の評価項目及び配点

有効な入札を行った者の提案内容について、評価項目ごとの評価基準に従い点数を付与し、その合計値を技術審査点（最大300点）とする。付与する点数は、評価に応じ、評価項目ごとの配点にA評価1.00、B評価0.75、C評価0.50、D評価0.25又はE評価0.00を乗じて得た値とする。

ア 事業計画（事業全体）に関する事項

- | | |
|------------|-------|
| (7) 基本方針 | 配点24点 |
| (4) 業務実施体制 | 配点48点 |
| (9) 地域貢献 | 配点12点 |

イ 各業務に関する事項

- | | |
|----------------|--------|
| (7) 総括管理業務 | 配点48点 |
| (4) 計画策定業務 | 配点24点 |
| (9) 処理場施設等管理業務 | 配点120点 |
| (エ) 災害事故対応業務 | 配点24点 |

(2) 価格審査の点数化方法

入札金額を次の方法で得点化する。価格審査点の計算に当たっては、小数点第3位を四捨五入する。

価格審査点＝価格審査の配点（200点）×最も低い入札参加者の入札金額÷入札参加者の入札金額

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加しようとする者の見積もる契約金額の100分の5に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第44条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

10 落札者選定後の手続

(1) 委託契約の締結

落札者選定後、県と落札者は入札説明書等に基づき、速やかに委託契約を締結する。契約の締結に当たっては、軽微な事項を除き、入札価格及び入札説明書等に示した条件等について、変更できないことに留意すること。

なお、契約締結に係る落札者側の印紙代等は、落札者の負担とする。

(2) 事業の開始

受託者は、委託契約書に定める事業開始日に本事業を開始する。

11 その他

(1) 現地見学会

県は、希望する者に対し、現地見学会及び資料閲覧の機会を設ける。申込方法等は、次に掲げるとおりである。

ア 実施期間

令和8年9月7日（月）から同月18日（金）まで

(7) 希望者の希望日時を参考に、県が調整の上、指定した日時とする。

(4) 参加者が多数の場合は、別途日程を設けて開催する場合がある。

イ 実施場所

参加者の希望する施設とする。

ウ 閲覧資料

参加者の希望する資料とする。

エ 提出期間

令和8年8月28日（金）から同年9月4日（金）まで

オ 申込方法

現地見学会への参加を希望する場合は、受付期限までに現地見学会参加申込書を11(5)に定める連絡先へ電子メールにより送信すること。

また、電子メールの提出件名は「新潟県魚野川流域下水道管理・更新一体マネジメント業務委託現地見学会申込（□□）」（□□は提出者名）とすることとし、提出者の所属企業名、所在地、担当者名、電話番号及びE-Mailアドレスを記載すること。

カ 留意事項

(7) 現地見学を希望する場所によっては、人数・車両数等に制限を設ける場合がある。

(4) 現地見学会に参加する者は、自ら入札説明書等を持参することとする。

(9) 現地見学会中の写真撮影、映像撮影は許可するが、誘導する県職員の指示に従うこと。

(エ) 開催日時は、別途電子メールにより通知する。

(2) 開示資料の貸与

県は、開示資料の貸与を希望する者に対して、開示資料を貸与する。

開示資料の貸与を希望する者は、貸与を受けるため「入札説明書公表時開示資料貸与申込書」及び「入札説明書公表時開示資料に関する誓約書」（以下「開示資料貸与申込書等」という。）を提出しなければならない。申込方法等は、以下に示すとおりである。

ア 提出期間

令和8年8月28日（金）から同年10月23日（金）まで

イ 提出方法

開示資料貸与申込書等の記載事項を確認の上、11(5)に定める連絡先へ電子メールにより送信すること。

また、電子メールの提出件名は「新潟県魚野川流域下水道管理・更新一体マネジメント業務委託開示資料の貸与申込(□□)」(□□は提出者名)とすることとし、提出者の所属企業名、所在地、担当者名、電話番号及びE-Mailアドレスを記載すること。

ウ 貸与方法

開示資料貸与申込書等を県が受領後、速やかに電子メールにより送信し、又は郵送等により送付する。

(3) 入札説明書等に関する質問の受付及びその回答の公表

県は、入札説明書等に関する質問を受け付け、回答を公表する。質問書の提出方法等は、次に掲げるとおりである。

ア 質問の受付

質問がある場合は、提出期間中に、入札説明書等に関する質問書を11(5)に定める連絡先へ電子メールにより送信すること。

また、電子メールの提出件名は「新潟県魚野川流域下水道管理・更新一体マネジメント業務委託質問書(□□)」(□□は提出者名)とすることとし、提出者の所属企業名、所在地、担当者名、電話番号及びE-Mailアドレスを記載すること。

イ 提出期間

(7) 入札説明書等に関する質問

令和8年8月28日(金)から同年10月2日(金)までの各日の午前9時から午後5時まで

(4) 入札に関する質問

令和8年11月10日(火)から同月24日(火)までの各日の午前9時から午後5時まで

ウ 回答の公表

県は、受け付けた質問に対する回答を、原則として質問を受け付けた日から1週間程度を目途に、新潟県土木部都市局下水道課ホームページにおいて随時公開する。

(7) 入札説明書等に関する質問への回答

令和8年10月9日(金)午後5時まで

(4) 入札に関する質問への回答

令和8年11月27日(金)午後5時まで

(4) 資格確認申請書等の取扱い

ア 資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された資格確認申請書等は、返却しない。

(5) 連絡先

場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県土木部都市局下水道課流域下水道班

電話番号 025-280-5436

メールアドレス ngt160020@pref.niigata.lg.jp

(6) 苦情の申立て

本件調達手続において、参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、政府調達に関する苦情の処理手続(平成11年新潟県告示第1221号)により、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内に新潟県政府調達苦情検討委員会に対して苦情を申し立てることができる。

なお、政府調達協定に関する苦情の申立てがあり、新潟県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがある。

(7) その他

ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は、契約当事者に関する記載部分を除き、日本語及び日本国通貨とする。

イ この公告に定めるもののほか、本件の入札及び契約の内容に関しては、新潟県財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

ウ 契約条項は、委託契約書(案)による。

エ その他詳細は、入札説明書のとおりとする。

- (1) Services to be Procured:
Contract for Integrated Management Services for the Operation and Renewal of the Uono River Basin Sewage System in Niigata Prefecture
- (2) Bidding date & Location:
2:00 P.M. (Fri.) December 11, 2026
Niigata Prefectural Office Bidding Room
- (3) For more information, please contact the following division in Japanese:
Sewage Division
Department of Public Works
Niigata Prefecture
4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi, Niigata-ken, Japan 950-8570
TEL: 025-280-5436
E-mail: ngt160020@pref.niigata.lg.jp

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第68号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

令和8年8月28日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

(1) 政党の支部

(イ) 法19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類 (第1号)	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
自由民主党新潟県第二選挙区支部	国定勇人	佐藤和夫	新潟県三条市本町4-9-27	衆議院議員	○	R8.05.13

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
石山さや花後援会	吉田和広	石山清花	新潟県北蒲原郡聖籠町次第浜2999-14	R8.06.22
遠藤鉄也後援会	遠藤鉄也	長谷川啓一	新潟県長岡市鳥越甲894	R8.05.01
亀田商工連盟	栗田浩	高田章子	新潟県新潟市江南区亀田新明町2-2-30	R8.06.18
皇士会	関川隆	藤本義一	新潟県新潟市秋葉区みそら野3-8-22	R8.05.29
小林ゆり後援会	小林友梨	小林勝昭	新潟県見附市上新田町14-15	R8.05.15
三条商工連盟	兼古耕一	長谷川正実	新潟県三条市須頃1-20	R8.05.20

実行力でつなん再起動の会	藤木正喜	平塚幸雄	新潟県中魚沼郡津南町下船渡己6116	R8. 06. 16
T S U N A N B A S E	滝沢萌子	滝沢萌子	新潟県中魚沼郡津南町外丸丁1520－9	R8. 06. 02
燕商工連盟	細川哲夫	大澤則夫	新潟県燕市東太田6856	R8. 06. 16
十日町商工連盟	西方勝一郎	佐野比呂史	新潟県十日町市駅通り17	R8. 07. 06
豊嶋京子後援会	豊嶋京子	高橋正之	新潟県胎内市鴻ノ巣2384	R8. 06. 26
とりべー彦後援会	簗口佐登美	鳥部一彦	新潟県燕市杣木1360	R8. 05. 27
中山明美後援会	中山明美	神保登	新潟県燕市富永22－6	R8. 07. 01
根津かずひろ後援会	根津和博	村山郁夫	新潟県中魚沼郡津南町下船渡戊396－5	R8. 05. 26
柏愛会	愛場勉	吉川聖紀	新潟県柏崎市青山町16－46東京電力労働組合柏崎刈羽原子力支部内	R8. 07. 09
はね馬の会	白鳥良一	荊木久美子	新潟県上越市本町3－3－3ダイアパレス高田式番館2階	R8. 05. 29
丸山強一郎後援会	丸山強一郎	丸山強一郎	新潟県長岡市川口和南津778	R8. 05. 08
諸橋しげとし後援会	関真之介	山本優斗	新潟県新潟市中央区上大川前通五番町84東北電力労働組合新潟支部内	R8. 05. 29

◎新潟県選挙管理委員会告示第69号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和8年8月28日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

(1) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
公明党新潟第三総支部	渡辺喜夫	主たる事務所の所在地	新潟県新発田市西名柄3129	新潟県三条市島田3－9－17	R8. 05. 23
		代表者の氏名	渡辺喜夫	笹川信子	
		会計責任者の氏名	石山洋子	渡辺喜夫	
参政党新潟県支部連合会	芳川博美	代表者の氏名	芳川博美	大井淳	R8. 05. 01
参政党新潟第2支部	樋浦万由子	会計責任者の氏名	権瓶育美	坂井直之	R8. 06. 03
参政党新潟第3支部	塚野聡	代表者の氏名	塚野聡	小林義達	R8. 04. 07
		会計責任者の氏名	谷山裕美	塚野聡	
自由民主党相川支部	金子正勝	主たる事務所の所在地	新潟県佐渡市二見628－18	新潟県佐渡市稲鯨1340岩崎隆寿方	R8. 06. 12
		会計責任者の氏名	広瀬大海	岩崎隆寿	
自由民主党新潟県看護連盟支部	鈴木光江	代表者の氏名	鈴木光江	佐藤和泉	R8. 07. 01
自由民主党新潟県支部連合会	鷺尾英一郎	代表者の氏名	鷺尾英一郎	佐藤信秋	R8. 07. 11
		会計責任者の氏名	皆川雄二	岩村良一	
自由民主党新潟県私立保育園連盟支部	吉井元樹	代表者の氏名	吉井元樹	伊東一男	R8. 04. 25
自由民主党新潟県第五選挙区支部	高鳥修一	政治団体の名称	自由民主党新潟県第五選挙区支部	自由民主党新潟県衆議院選挙区第五支部	R8. 05. 01
自由民主党新潟県第	泉田裕彦	国会議員関係政治団	国会議員関係政	法第19条の7第	R6. 12. 31

五選挙区支部		体の区分	治団体以外の政治団体	1項第1号に係る国会議員関係政治団体	
自由民主党湯之谷支部	大桃俊彦	会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地	泉田裕彦 新潟県魚沼市七日市709-1	葛綿亮子 新潟県魚沼市下折立528	R7. 12. 31 R8. 05. 13
中道改革連合新潟県第4区総支部	米山隆一	代表者の氏名 会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地	大桃俊彦 佐藤卓摩 新潟県長岡市旭町2-3-31プラザ・コバヤシ1F	富永三千敏 佐藤正志 新潟県長岡市千秋1-253-5	R8. 05. 27
立憲民主党新潟県第4区総支部	廣川信之	国会議員関係政治団体の区分 主たる事務所の所在地	国会議員関係政治団体以外の政治団体 新潟県長岡市旭町2-3-31プラザ・コバヤシ1F	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 新潟県長岡市千秋1丁目253-5	R8. 05. 27

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
青木じゅん後援会	長谷川誠	主たる事務所の所在地	新潟県北蒲原郡聖籠町大字諏訪山2297-3	新潟県北蒲原郡聖籠町大字諏訪山2299-1	R8. 06. 30
柏崎市刈羽郡医師連盟	小川公啓	代表者の氏名 代表者の氏名	長谷川誠 小川公啓	浅野肇 杉本不二雄	R8. 06. 25
加茂市医師連盟	永井雅昭	会計責任者の氏名	稲田勢介	小川公啓	R8. 06. 20
くしだ修平後援会	石井久以知	代表者の氏名	永井雅昭	長場章	R7. 05. 01
建専連政治連盟	近喜男	代表者の氏名	石井久以知	青木清	R8. 04. 28
幸福実現党新潟南後援会	田村豊	会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地	坪谷敏彦 新潟県新潟市秋葉区金津268-1 田村様方	佐久間義晴 新潟県新潟市江南区うぐいす2丁目8-2 石栗様方	R8. 07. 17
重野まさき後援会	尾崎英雄	代表者の氏名 代表者の氏名	田村豊 尾崎英雄	石栗千秋 中村広行	R8. 04. 24
田村要介後援会	田村要介	会計責任者の氏名	重野典子	重野吉一	R8. 03. 30
つくろう！田園都市新潟	井越鉄雄	会計責任者の氏名 代表者の氏名	太田一昌 井越鉄雄	田村要介 小林一三	R7. 05. 01
長岡市医師連盟	荒井義彦	代表者の氏名	荒井義彦	草間昭夫	R8. 06. 01
新潟経済人連盟	廣田幹人	主たる事務所の所在地	新潟県新潟市中央区万代島5-1 万代島ビル	新潟県新潟市西区西小針台2-3-13 綱島知子方	R7. 02. 03
新潟県看護連盟	鈴木光江	代表者の氏名	鈴木光江	佐藤和泉	R8. 07. 01

新潟県行政書士政治連盟	高野雅史	政治団体の名称	新潟県行政書士政治連盟	日本行政書士政治連盟新潟県支部	R8.05.21
新潟県警備業政治連盟	森下尚平	政治団体の名称	新潟県警備業政治連盟	新潟県警備業連盟	R8.06.17
		代表者の氏名	森下尚平	舘野功	
		会計責任者の氏名	坂爪武史	金田喜久治	
新潟県産業資源循環協会新潟県地区政治連盟	大橋崇	代表者の氏名	大橋崇	関隆雄	R8.06.25
新潟県生コンクリート政治連盟	三友泰彦	会計責任者の氏名	鍋倉章宏	高木努	R8.06.01
新潟県ビルメンテナンス政治連盟	山田茂孝	会計責任者の氏名	外丸英直	鈴木英介	R8.06.05
はなずみ英世後援会	廣田幹人	会計責任者の氏名	松田英世	飯平喜文	R8.07.21
はやし龍太郎後援会	佐藤秀樹	主たる事務所の所在地	新潟県新潟市秋葉区結66	新潟県新潟市秋葉区結2322-3	R8.07.01
		会計責任者の氏名	窪田孝	阿部英昭	
未来こう会	内山航	主たる事務所の所在地	新潟県新潟市中央区米山8-7 Mビル	新潟県新潟市中央区米山5-14-11タカサワビル2F	R8.04.26
		代表者の氏名	内山航	栗山靖子	R8.06.01
		国会議員関係政治団体の区分	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	
		公職の種類(第1号)	衆議院議員		
森ゆうこサポーターズクラブ	高橋政實	主たる事務所の所在地	新潟県柏崎市橋場町16-16	新潟県上越市東本町3-3-35	R8.07.01
八木きよみ後援会	八木清美	会計責任者の氏名	八木高太	藤野正一	R8.03.24
八木清美を励ます会	小嶋武	会計責任者の氏名	八木高太	藤野正一	R8.03.24

◎新潟県選挙管理委員会告示第70号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和8年8月28日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

(1) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党新潟県上越市第二支部	櫻庭節子	R7.11.28
自由民主党新潟県第五選挙区支部	泉田裕彦	R7.12.31

(2) その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
おかって連	風巻光明	R7.12.31
ささがわ信子後援会	笹川信子	R8.05.23
佐藤剛後援会	佐藤義明	R7.10.31

志田常佳後援会	馬場正雄	R8.02.12
鈴木一後援会	樋宮孝雄	R7.11.05
生命圏域をつくる会	間島英夫	R7.12.31
新潟県佐藤まさひさを支える会	森田謹市	R8.03.30
入村明後援会	入村明	R7.12.31
庭山健吾後援会	庭山健吾	R8.01.05
水野よしえい後援会	渡邊孝治	R7.03.31

◎新潟県選挙管理委員会告示第71号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

令和8年8月28日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
阿部育子	市議会議員	阿部育子後援会	新潟県三条市猪子場新田931-35	R8.01.05
内山航	衆議院議員	未来こう会	新潟県新潟市中央区米山8-7Mビル	R8.06.01
豊嶋京子	市議会議員	豊嶋京子後援会	新潟県胎内市鴻ノ巣2384	R8.06.26

◎新潟県選挙管理委員会告示第72号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第3号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和8年8月28日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
山田 勝	やまだ勝後援会	政治団体の名称 主たる事務所の所在地	やまだ勝後援会 新潟県南魚沼市浦佐5917-5	山田勝後援会 新潟県南魚沼市浦佐5952-1	R7.11.01

◎新潟県選挙管理委員会告示第73号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の指定の取消等の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和8年8月28日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

(1) 法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
笹川信子	ささがわ信子後援会	R8.05.23

(2) 法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出 資 金 管 理 団 体 の 名 称
 をした者の氏名
 入村明 入村明後援会

取消年月日

R7. 12. 31

◎新潟県選挙管理委員会告示第74号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項及び第17条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書の要旨を同法第20条第1項の規定により次のとおり公表する。

令和8年8月28日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

令和3年分 (単位 円)

[その他の団体]

遠田延雄後援会

報告年月日 07. 03. 31

1 収入総額	0
2 支出総額	0

令和4年分

[その他の団体]

遠田延雄後援会

報告年月日 07. 03. 31

1 収入総額	0
2 支出総額	0

正 誤

令和7年12月23日付け新潟県選挙管理委員会告示第59号（政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出）中

ページ	行	誤	正
12	36	涌井利奈	涌井利菜